

## ■ 支援金を受けるには

次の要件を満たしている必要があります。

- (1) 認証店舗を運営する事業者であって、中小企業者に該当すること
  - 飲食業においては、資本の額又は出資の総額が5,000万円以下又は常時使用する従業員(役員・臨時雇用者を除く)が50人以下であること。
  - みなし大企業(大規模法人の子会社、孫会社など)は対象外。
- (2) 事業継続の意思があること。
- (3) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- (5) 北上市暴力団排除条例(平成27年北上市条例第28号)第2条第1号に規定する暴力団又は役員が同条第2号に規定する暴力団員でない者であること。
- (6) 宗教上の組織又は団体でないこと。

## ■ 支援金の振り込みまでの流れ

支援金の振り込みは通常で申請受理から1カ月程度です。

- (1) 申請書の記入漏れや添付書類の不足がある場合、申請者へ返送します。再度提出されるまで受理されません。
- (2) 虚偽の申請や不正の行為によって申請された支援金は、交付後であっても返還命令を行い、交付金額全額に遅延損害金を付して返還させます。また、刑事事件として警察署に届け出ます。



北上市より新型コロナウイルス感染症対策支援金のお知らせ

## 令和4年度 きたかみ安心飲食店支援金

岩手県が実施する「いわて飲食店安心認証」を受けた飲食店に対し、1店舗あたり20万円を交付します。

■ 申請期間 令和4年5月9日から令和4年8月31日まで(必着)

かんたん 2ステップ で申請！

### STEP1 いわて飲食店安心認証を取得

- ➡ まずは、「いわて飲食店安心認証」を取得しましょう！  
手続きは、専用サイト(iwate-ninshou.jp)からの電子申請です。  
※すでに取得済の方はそのまま申請



「いわて飲食店安心認証」についての問い合わせ  
☎019(613)8009 いわて飲食店安心認証事務局

### STEP2 きたかみ安心飲食店支援金の申請

- ➡ 申請書を記入して、「いわて飲食店安心認証通知」「預金口座通帳」のコピーを添付するだけ！封筒に入れてポストに投函してください。※令和3年度に「きたかみ安心飲食店支援金」を交付された方は、認証や振込み口座に変更がない限り、添付書類の提出は必要ありません。

(あて先) 〒024-8501 北上市芳町1番1号  
商工部商業観光課商業係 「きたかみ安心飲食店支援金」の係 まで

支援金についての問い合わせ ☎0197(72)8240

記入例

北上市長 様  
 年 月 日

北上市以外に  
 事業所があ  
 る場合は、  
 申請可能  
 です。

所在地：  
 法人名・屋号：  
 代表者名：  
 電話番号：  
 携帯電話番号：

必ず代表者さ  
 んが申請して  
 ください。代  
 理不可。  
(電話番号を漏記致すこと)

令和4年度きたかみ安心飲食店支援金交付申請書兼請求書

きたかみ安心飲食店支援金の交付を受けたいので、令和4年度きたかみ安心飲食店  
 支援金交付申請書(店舗数×20万円の合計額で計算してください)を添えて、次のとおり申請します。

1 交付申請額兼請求額 金 円

2 申請の対象となる店舗数、店舗名称及び所在地(※R3交付済の方も必ず記入のこと)

店舗・支店名称	所在地
1	
2	
3	
4	

漏れなく市内の  
 店舗・支店  
 名を記  
 入してください。

法人又は事  
 業主人名義  
 の口座とし  
 てください。

3 預金口座(※R3交付済の方も必ず記入のこと)

金融機関	本・支店名
口座種別 普通・当座	口座番号
フリガナ	
口座名義人	

必ず確認して  
 正しい口座を  
 記入してくだ  
 さい。

(※会社その他法人にあっては法人名義の口座、個人事業主にあっては個人名義の口座を記入してください。)

4 中小企業者に該当することの確認(※R3交付済の方も必ず記入のこと)

- 主たる事業(製造業・サービス業・小売業・飲食業・宿泊業・卸売業・他)
- 常時使用する従業員数(役員及び臨時雇用者を除く) ( 人)
- 資本金の額又は出資金の総額 ( 円)
- 大企業の株式保有及び出資がない、大企業の役員又は職員を兼ねる役員がい  
ない。( はい ・ いいえ )

5 誓約書

記入例

次のすべてについて該当することを誓約します。

- 支援金の受領後も事業継続の意思があること
- 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人でないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと
- 宗教上の組織若しくは団体でないこと
- 取得した認証を辞退していないこと

署名を忘れず  
 に!

代表者名: \_\_\_\_\_

添付書類(のり付けの必要はありません)

※令和3年度「きたかみ安心飲食店支援金」申請時に提出済の方で、認証や振  
 込み先口座について変更がない方は、すべての添付書類の省略が可能です。

- 岩手県知事の公印の入った「いわて飲食店安心認証 認証通知」のコピー  
 ※店舗が複数ある場合は全店舗分
- 預金口座の表紙及表紙の裏面のコピー

忘れず添付!コピー○原本×  
 ステッカーではなく認証通知  
 書の写しを添付